

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成25年11月21日(木)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

出原晋一郎委員, 佐藤由美子委員, 瀬戸啓子委員, 南條雅彦委員, 濱本純子委員, 樋口正行委員, 平田裕章委員, 福岡典子委員, 藤田健三委員, 水田美由紀委員, 森雄二委員, 山崎まさよ委員, 山本繁委員, 横田都志子委員

2 ゲストスピーカー

竹内俊一弁護士

3 オブザーバー

細木明久事務局長

福田郁生首席家裁調査官

高田晃由首席書記官

行正博俊訟廷管理官

梶川基主任書記官

4 事務担当者

池田誠総務課長

第4 議事の要旨

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員の紹介(南條委員, 山崎委員)

4 副委員長の指名

委員長に事故があるときの職務代理を行う副委員長に山崎委員が指名された。

5 前回の委員会での意見を踏まえた取組状況の説明

オブザーバーから、下記2点が説明された。

(1) 岡山後見ファイルについて

前回の委員会での御指摘を踏まえ、従前の「岡山後見ファイル」は、名称を「後見申立セット」に変更し、事前の電話連絡に関する記載も、「電話予約が必要です。」という意味の記載から、「事前の電話連絡をお願いします。」という記載にそれぞれ改めた（ただし、名称については、旧名称がある程度普及していることに鑑み、旧名称と併記することとした。）。

(2) DVDに関する広報について

後見制度の説明用DVDについては、裁判所まで足を運ばなくても見ることができるようにすべきとの御意見をいただいたところ、これについては、裁判所のウェブページから閲覧可能であることから、インターネット環境があれば、裁判所まで足を運ぶことなく見ることができるようになっている。

6 意見交換等

(1) ゲストスピーカーによる説明

成年後見制度の運用に関する実情等についての説明が行われた。

(2) 意見交換

ゲストスピーカーの説明を受け、別紙のと通りの意見交換が行われた。

7 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

平成26年2月14日（金）午後3時

(2) 意見交換事項（テーマ）

家庭裁判所調査官の仕事と役割

8 閉会

(別紙)

意見交換における発言要旨

(◎委員長，○委員(委員長を除く。)，△事務担当者)

- ◎ 先ほどの説明に引き続き，意見交換を行いたいと思います。
- 最近，新聞紙上に財産の着服だとか，この制度のイメージを落とすようなことが報道される多いようですが，後見の不正事案は年々増えているのか，減少傾向にあるのか，その辺の統計的な数字を教えていただけたらと思うんですが。
- △ 成年後見の不正事案に関する統計数値は，今回，この席上では用意しておりませんので，次回の委員会でお答えすることにさせていただきたいと思います。
- 後見人を巡るトラブルや不正を防ぐために，裁判所として取り組んでいることがありますか。
- 不正防止の観点は二つあります。まずは，誰に後見人になっていただくかという点と，後見監督をどうやっていくかという点です。誰になっていただくかというところから出てくるのが，親族ではない第三者であったり，法人であったりという話です。そういう受皿があるからこそ，裁判所も，そういう親族以外の方を選任できるということになります。後見監督の観点では，後見人からいろいろな資料を出していただいて，それを調査するという話になります。裁判所としても，後見監督には，いろいろと努力しているところです。
- 後見人の選任について，親族が選任される場合とそれ以外の方が選任される場合の比率は，全国的には半々であるのに対し，岡山は親族が3割で，それ以外の方の場合は7割だと聞きました。なぜ，岡山が全国と比べて，親族以外の後見人が選任される割合が高くなったのでしょうか。
- ◎ 受皿としての法人が多いということも理由の一つでしょうね。
- 岡山が特に不正が多かったということではなく，先ほどお話しされた竹内弁護士などが積極的に取り組んで来られた成果だと思います。
- ◎ 親族の後見人が，被後見人の財産を自分の事業の運転資金に使ったというケースでは，着服という形になるのですか。

- 被後見人の財産を使ったというところは変わりがないですが、親子あるいは親族だからいいだろうということもあるし、いや親族であっても、それはきっちり分けるべきだということもありますし、そこは評価が分かれるところだと思います。悪気がなかったという意味では着服とは言い難いかもしれませんが、財産管理の面からすると、適切ではなかったと言えると思います。
- ◎ 知識の問題でしょうかね。後見人になる方が、きちんと自分のすべきこと、してはいけないことの理解を十分していなかったということですよ。
- 後見人になろうとする最初の動機が一番大事なんです。後見人になっていただくときに、成年後見とはこういう制度です、これをしてはいけませんというのをしっかり分かっていたかないと駄目だということです。その上で、途中の調査で不適切と思われる処理が発覚すると、裁判所に呼んで調査するなどして、使ったお金を返してくださいねと約束していただき、その後も定期的に返しているかどうかをチェックしたりしています。
- 後見人の会計上の処理の監査というのもあるのですか。
- 1年ごとに後見人から報告してもらっています。そこでいろいろな資料を出してもらいます。出てないとなると、どうして出ないのかチェックをするんです。その上で、出された資料を分析し、これとこれのつじつまが合わないとか、このお金は何ですかとか、そういうチェックをしていきます。事案によっては、最終的に後見人を解任する場合がありますが、まずは、どうしてこうなっているんですか、何ですか、などと尋ねていくことになります。
- さきほどの竹内弁護士の話で気になったのが、申立てに掛かる費用が10万円ほどだという点です。生活保護受給者や年金生活者とかで、10万円も払えない人たちが申立てをスムーズにできるのでしょうか。また、第三者が後見人になっている場合で、後見人に費用を払えなくなってしまったとき、日常生活の監護を続けてもらえるのでしょうか。
- 結構そういう人も制度を利用しておられます。
- 申立ての段階の費用については、法律扶助制度というのがあります。また、後見人に対する報酬についても、やはり費用扶助があります。そのほか、岡山の特色でもあるんですが、

そういう報酬が払えないという方への受け皿となるように、竹内弁護士などが、いろいろな法人を立ち上げておられるんです。

- この法人は、実は、親の会が作っていたりするので、そんなに費用を取らないんですよ。
- ボランティアのような形でしてくれるのですか。
- 法人にもいろいろなパターンがあって、中にはそういうのもあるようです。
- 申立てを弁護士に頼むときには、申立ての手数料を支援している法テラスを利用することが可能です。
- 申立時に要する費用として一番大きいのが鑑定費用です。そのほか、収入印紙とか郵便切手代などが必要となり、そういうものをいろいろまとめると、最高で10万円になるという話ですので、その金額は、鑑定をすることが前提という話です。
- 全て鑑定をするんじゃないんですか。鑑定しない場合もあるんですか。
- お金の問題ではなくて、今出ている資料だけで、誰が見ても能力が相当程度減退していることが明らかという場合には、あえて鑑定まではしないケースもあります。
- 岡山は、後見制度の受け皿としての活動が進んでいるということを知って安心しましたが、これからどんどん成年後見制度が利用されるようになったときに、岡山の家庭裁判所は、職員の数とかの面で、それだけの事件を処理する能力という点では、大丈夫なのですか。さきほど、後見人を選任すると、1年ごとに報告書を提出させるという話がありましたが、毎年それを分析するとなると、大変な労力が必要になると思うのですが。
- おっしゃるとおりです。後見人を監督するケースもどんどん増えていくでしょうね。その作業は、全て裁判所の職員で行うのではなく、後見監督人をお願いしたり、参与員という方にお手伝いをいただいたりしています。数字の見方の得意な参与員さんが結構いらっしゃいますので、分かりにくい報告書を読んでいただき、この数字はどういう意味なのかとか、ここはもう少し説明してもらったほうがいいんじゃないですかといったアドバイスをしてもらったりして、それを聴いた書記官が、後見人に質問するという格好になっています。
- ◎ ありがとうございます。時間も無くなりましたので、このくらいで意見交換を終わりたい

いと思います。